TADIC
justax No.126
®JUN'04
東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

妻名義の株式売買――全部取消し！

法人（A社）の代表者である請求人の妻が、請求人などから借入れた資金でA社株式を取得し、取得した株式の一部を譲渡したところ、その譲渡所得は請求人に帰属するとして、更正処分を受けて争い、課税処分が取り消された非公開裁決を紹介します（平成15年12月1日裁決・Ｆ０－１－１２３）。

∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞

請求人は、A社及びB社の代表取締役で、請求人の妻である花子は、B社の取締役でした。

1.　株式の取得

平成11年4月15日付の譲渡人を株式会社C銀行、譲受人を花子とする有価証券売買約定書には、A社の株式100,000株を、１株当たり500円、総額50,000,000円で譲渡する旨が記載されています。また、同日付の譲渡人をE株式会社、譲受人を花子とする有価証券売買約定書には、A社株式145,000株を、１株当たり500円、総額72,500,000円で譲渡する旨記載されています。

2.　株式の譲渡

平成12年5月29日付の譲渡人花子と、譲受人F銀行との株式売買契約書には、A社株式30,000株を、１株当たり4,000円、総額120,000,000円で譲渡する旨記載されています。

平成12年9月8日付の譲渡人花子と、譲受人H社の株式譲渡契約書には、A社株式100,000株を、１株当たり5,700円、総額570,000,000円で譲渡する旨記載されています。

3.　争点

この2件130,000株のA社株式譲渡の所得が請求人に帰属するとして、納付すべき税額を131,606,700円とする更正処分及び過少申告加算税19,377,000円の賦課決定処分を受けた請求人は、株式譲渡所得は妻花子に帰属するとして、これらの処分の取消しを求める審査請求をしました。

審判所は次のとおり、A社株式の譲渡所得は、花子に帰属するものと判断し、その所得が請求人に帰属するとして行った更正処分は違法であるとして、その全部を取り消しました。

1.　花子は、A社株式を取得する意思をもってC銀行らと売買約定書を締結し、その取得代金は請求人から借り入れて支払い、借入金の一部を自己資金で返済したものと推認される。また、花子は、取得した株式の一部をF銀行らに譲渡する意思をもって売買契約書を締結し、その譲渡代金で請求人からの借入金残金を返済し、余剰資金から請求人及びB社への貸付けをし、残額は株式譲渡に係る申告所得税及び同人の預金に充てられ、譲渡残株の全部を所有し、株式の権利を行使しているものと推認できる。

2.　請求人はA社株式の取得資金を全額支出しているところ、花子との間に金銭消費貸借契約書等を作成せず、請求人と花子の財産債務明細書にも資金についての貸借残高がある旨の記載がされていないなど資金の貸借関係を肯定できない点もあるが、当該資金は、A社株式を譲渡する以前に花子の自己資金と認められる金員及びA社株式の譲渡代金で全額清算されており、当該資金について貸借関係があったものと推認することが合理的な判断と認められる。

3.　A社株式の取得動機は、株式を所有していたC銀行らとの取引が終了したことに基因し、その譲渡動機はF銀行らとの新規取引等に基因するものであり、株式公開を目前にしていたA社としては、株式の新たな受け皿が誰になるかは、重要な資本政策であったものと認められ、A社株式の取得又は譲渡に際して交渉等を請求人及びA社の役員が行い、妻が交渉等しなかったとしても不自然なことではない。

4.　C銀行らとの売買約定書には、妻の署名と実印が使用されていること、本件株式の取得資金等は妻名義預金口座から入出金されていること、取得代金は請求人から貸借したものと推認されること、譲渡代金は妻が全額受領し、利益を享受していると推認されること等を総合勘案すると、本件株式の名義人が妻であることは形式的なものである旨の原処分庁の主張には理由がない。

……（税法データベース編集室　大高由美子）

◇以上の判例について詳細（全文・A４版10枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第126号(平成16年1月10日号)／編集・発行　東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタニビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 462